

令和4年度  
朝霞市行政評価  
(外部評価)  
結果報告書

令和4年8月

朝霞市外部評価委員会

## 目 次

1	外部評価の概要	1
2	外部評価委員会の位置付け	3
3	外部評価委員会の構成	3
4	外部評価の評価対象	3
5	評価	1 2

### 参考資料

I	朝霞市外部評価委員会条例	2 9
II	委員名簿	3 1
III	審議経過	3 1

# 1 外部評価の概要

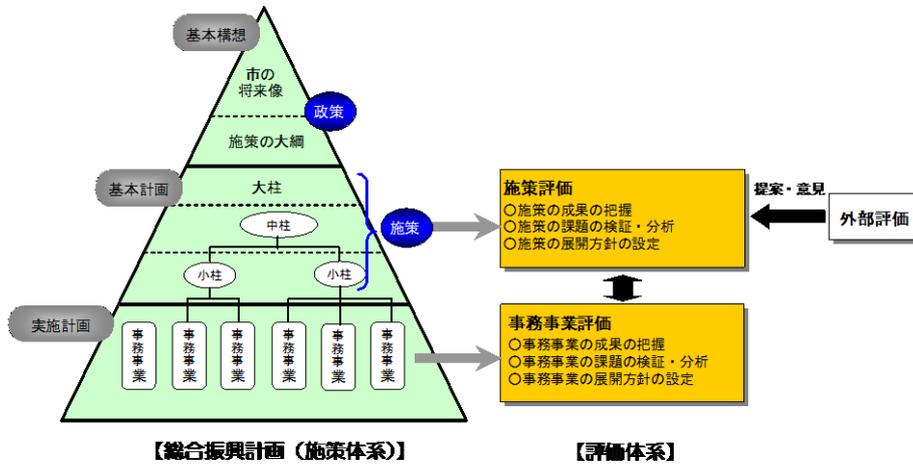
朝霞市では、行政活動によって生み出された成果を検証し、その結果を次の活動に結びつけるため、平成19年度から行政評価制度を段階的に導入してきました。

そして、市が実施する行政評価の透明性と客観性を確保するため、平成22年度から「朝霞市外部評価委員会」を設置し、市で行った自己評価について外部の視点から検証を行っています。

## ①評価対象

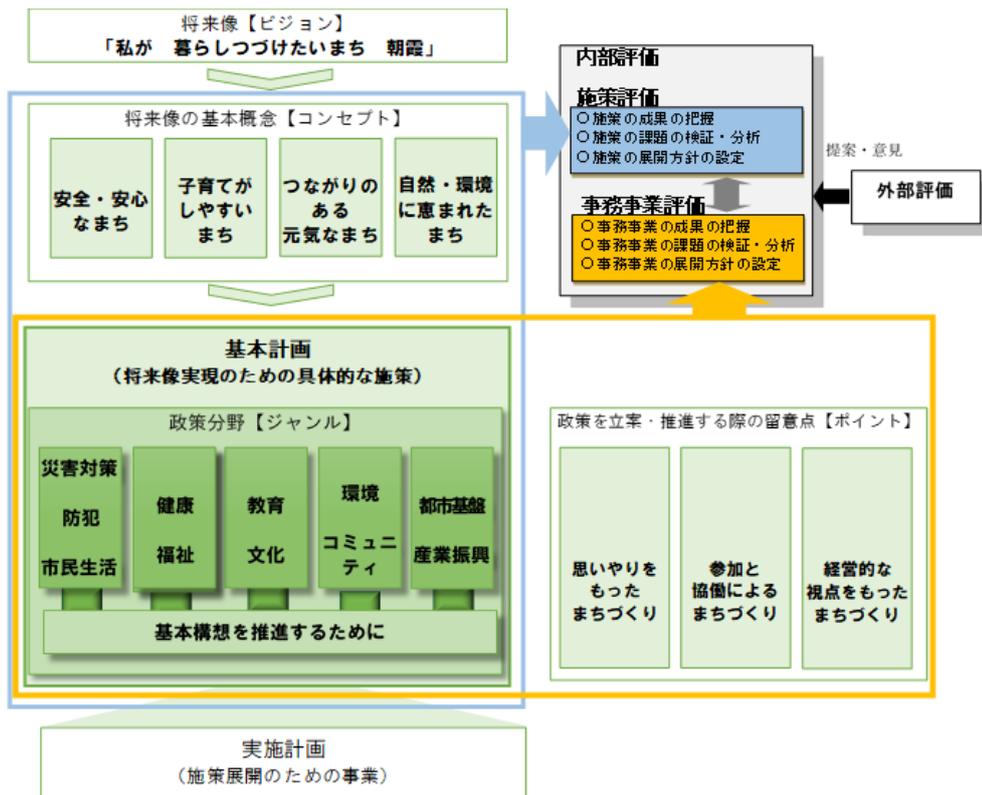
- ・平成23年度から平成27年度まで

第4次朝霞市総合振興計画後期基本計画の計画期間（平成23年度～平成27年度）に95の施策全てに対して評価を行いました。



- ・平成28年度から

第5次朝霞市総合計画の将来像の基本概念（コンセプト）ごとに施策の評価を行っています。



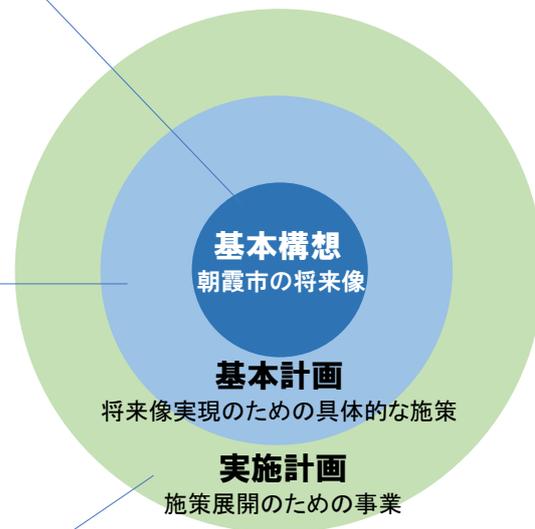
## 【第5次総合計画の構成】

第5次総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成します。

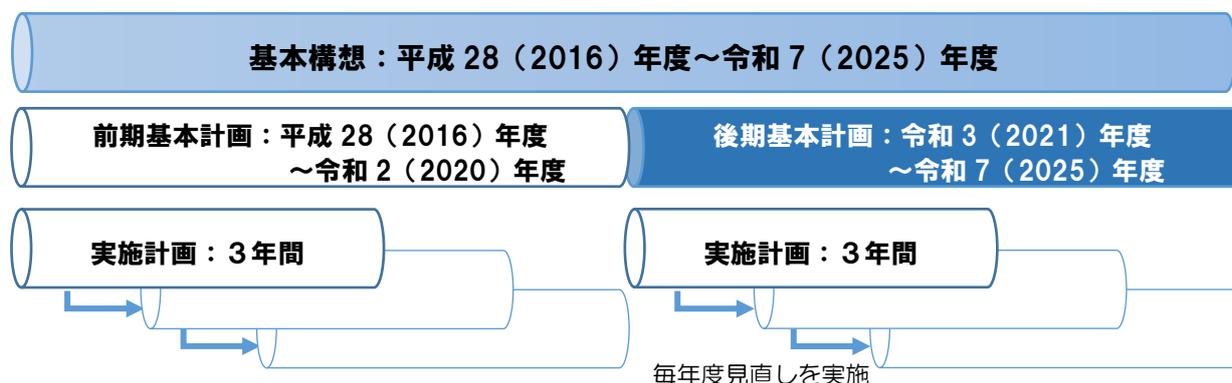
**基本構想**は、市民と行政がともに実現を目指す将来像と、その実現に向けた政策の方向性を示すものです。構想期間は、平成 28（2016）年度から令和 7（2025）年度までの 10 年間とします。

**基本計画**は、基本構想に掲げる将来像を実現するための市の具体的な施策を分野別に、体系的に示すもので、前期と後期に分け、それぞれ 5 年間で計画期間とします。  
前期：平成 28（2016）年度から  
          令和 2（2020）年度まで  
後期：令和 3（2021）年度から  
          令和 7（2025）年度まで

**実施計画**は、基本計画に定めた各施策を展開するためのより具体的な事務や事業の内容を示すもので、各年度の予算編成の基礎となります。3 年間で計画期間とし、毎年度、内容を見直します。



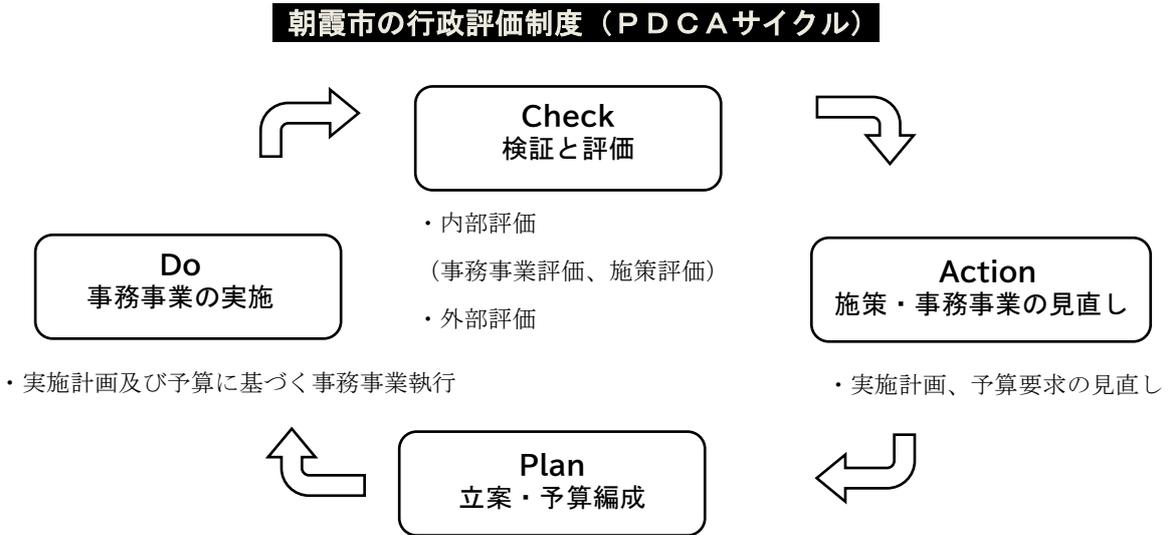
## 【基本構想・基本計画・実施計画の計画期間】



※第5次朝霞市総合計画後期基本計画 P. 12 より抜粋

## ②評価結果

市が実施する内部評価に、外部評価を加えたPDCAサイクルを構築するため、評価を4月頃から7月頃にかけて実施し、評価のまとめとして所見を市に提出します。提出された所見を踏まえて、次年度以降の実施計画を策定するとともに、事務事業を実施していくことをねらいとしています。



## 2 外部評価委員会の位置付け

外部評価委員会は、市が実施した施策評価の結果を検証し、意見や提案を行うとともに、行政評価制度の改善について提言を行います。

## 3 外部評価委員会の構成

外部評価委員会は、市議会議員、知識経験のある方、関係団体から推薦された方、市民公募委員の合計12人で構成する第三者評価機関で、それぞれの立場から専門性や生活者としての視点を生かして評価を行っています。

また、総合計画とまち・ひと・しごと総合戦略の施策を一体的に評価するため、令和4年度から、まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会を外部評価委員会に統合しています。

## 4 外部評価の評価対象

第5次総合計画の将来像の4つの基本概念（コンセプト）と5つの政策分野（ジャンル）を支える「基本構想を推進するために」に位置付く施策を評価対象としています。

なお、令和3年度を始期とする第5次総合計画後期基本計画から、第2期朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略の重要業績評価指標（KPI）を総合計画の施策に紐づけ、総合計画と総合戦略を一体的に評価することとしています。

●将来像の基本概念（コンセプト）

安全・安心なまち

政策づくりに当たって重視すべき事項		施策（施策コード）
◆1 人にやさしいまちへ		
1	誰もが歩きやすい歩道の整備や生活道路の安全確保	やさしさに配慮した道づくり(521)
		まちの骨格となる道路づくり(522)
		特性に応じた市街地づくり(541)
2	ユニバーサルデザインに配慮した公共施設の整備	質の高い教育を支える教育環境の整備充実(313)
		学びを支える環境の充実(322)
		利用しやすい施設の提供(332)
		まちの骨格となる道路づくり(522)
		良好な交通環境づくり(523)
		全ての人にやさしいまちづくり(562)
公共施設の効果的・効率的な管理運営(653)		
◆2 支え合う心で安全・安心なまちへ		
1	地震災害時の避難路や緊急輸送路となる幹線道路の整備	まちの骨格となる道路づくり(522)
		災害や犯罪に強いまちづくり(561)
2	集中豪雨などによる浸水被害の軽減対策	まちの骨格となる道路づくり(522)
		上水道の整備・充実(551)
3	上下水道などのインフラ、公共施設などの計画的な耐震化・老朽化対策	利用しやすい施設の提供(332)
		上水道の整備・充実(551)
		公共下水道の整備(552)
		災害や犯罪に強いまちづくり(561)
4	防災、減災のための自助、共助、公助による地域防災計画の推進	防災対策の推進(111)
5	市民・地域の主体的な防犯・防災活動や交通安全活動などの支援	防災対策の推進(111)
		地域防災力の強化(112)
		防犯のまちづくりの推進(121)
		消費者の自立支援の充実(122)
6	警察や消防などの関係機関、地域の事業者との連携	良好な交通環境づくり(523)
		消防体制の充実(113)
		防犯のまちづくりの推進(121)
		問題解決に向けた支援体制の充実(612)

政策づくりに当たって重視すべき事項		施策（施策コード）
7	社会的弱者といわれる子ども、高齢者、障害のある人、低所得者などが地域で自立した生活を営むために必要な支援	地域共生社会の構築(211)
		生活困窮者等への支援(212)
		自立のためのサービスの確立(232)
		安全・安心な生活ができる環境整備(233)
		地域包括ケアシステムの推進(234)
		共に生きる社会の実現(241)
		地域における自立生活支援(242)
		自立に向けた就労の支援(243)
		生涯学習活動の推進(321)
		スポーツ・レクリエーション活動の推進(331)
		芸術文化の振興(342)
		全ての人にやさしいまちづくり(562)
		人権教育・啓発活動(611)
男女平等が実感できる生活の実現(622)		
8	市民が安心して暮らせるための社会保障制度の適正な運営	自立のためのサービスの確立(232)
		地域包括ケアシステムの推進(234)

●将来像の基本概念（コンセプト）

子育てがしやすいまち

政策づくりに当たって重視すべき事項		施策（施策コード）
◆1 子育てしやすいまちへ		
1	妊娠から出産・子育てと、ライフスタイルに合わせた支援体制とサービスの充実	幼児期等の教育・保育の充実(223)
		保健サービスの充実(252)
		地域医療体制の充実(253)
◆2 子どもたちがいきいきと育つまちへ		
1	全ての子どもが健やかに成長できる地域の環境づくりの推進	朝霞の次代を担う人材の育成(311)
		確かな学力と自立する力の育成(312)
		質の高い教育を支える教育環境の整備充実(313)
		学校を核とした家庭・地域との連携・協働の推進(314)
		生涯学習活動の推進(321)
		学びを支える環境の充実(322)
		スポーツ・レクリエーション活動の推進(331)
		歴史や伝統の保護・活用(341)
		芸術文化の振興(342)
2	急激な社会の変化に対応するための教職員の資質向上や教育内容の充実	朝霞の次代を担う人材の育成(311)
		確かな学力と自立する力の育成(312)
		質の高い教育を支える教育環境の整備充実(313)
3	虐待やいじめ、不登校等の問題を解決するための、子どもの個性と人権を尊重した教育の推進	子どもたちが健やかに育つ環境整備(221)
		子育て家庭を支えるための環境整備(222)
		青少年の健全育成の充実(224)
		朝霞の次代を担う人材の育成(311)
		人権教育・啓発活動(611)
4	障害のある人とない人がともに学ぶことのできる教育制度（インクルーシブ教育システム）を踏まえた、一人一人の障害等に応じた教育の充実	確かな学力と自立する力の育成(312)
		質の高い教育を支える教育環境の整備充実(313)
		生涯学習活動の推進(321)
		芸術文化の振興(342)

●将来像の基本概念（コンセプト）

つながりのある元気なまち

政策づくりに当たって重視すべき事項		施策（施策コード）
◆ 1 つながりのあるまちへ		
1	自治会やボランティアなどコミュニティ活動の活性化と連携の促進による住民の地域意識の醸成	地域共生社会の構築(211)
		健康で活躍できる地域社会の推進(231)
		学校を核とした家庭・地域との連携・協働の推進(314)
		芸術文化の振興(342)
		コミュニティ活動の推進(431)
		活動施設の充実(432)
2	生涯学習に対する市民の関心の高まりに対するスポーツや芸術文化などの活動支援及び学び合いによるまちづくりの推進	学校を核とした家庭・地域との連携・協働の推進(314)
		学びを支える環境の充実(322)
		スポーツ・レクリエーション活動の推進(331)
		利用しやすい施設の提供(332)
		芸術文化の振興(342)
		人権教育・啓発活動(611)
		男女平等の意識づくり(621)
3	NPOなど市民活動団体への支援	地域包括ケアシステムの推進(234)
		芸術文化の振興(342)
		市民活動への支援(441)
		市民活動環境の充実(442)
		市民参画と協働の推進(641)
4	多文化共生の考えのもと、お互いを理解しあうためのコミュニケーションの促進	生涯学習活動の推進(321)
		芸術文化の振興(342)
		人権教育・啓発活動(611)
		外国人市民が暮らしやすいまちづくり(631)
		多文化共生への理解の推進(632)
5	コミュニティバス運行や路線バスとの連携による公共交通ネットワークの充実	良好な交通環境づくり(523)

政策づくりに当たって重視すべき事項		施策（施策コード）
◆2 元気なまちへ		
1	高齢者の豊富な知識や経験の活用、学習活動・就業への支援	健康で活躍できる地域社会の推進(231)
		生涯学習活動の推進(321)
		芸術文化の振興(342)
2	いつまでも、住み慣れた地域で暮らし続けるための福祉サービスの質の向上	安心できる葬祭の場の提供(123)
		地域共生社会の構築(211)
		生活困窮者等への支援(212)
		自立のためのサービスの確立(232)
		安全・安心な生活ができる環境整備(233)
		地域包括ケアシステムの推進(234)
		全ての人にやさしいまちづくり(562)
3	健康づくりの取組の充実	健康で活躍できる地域社会の推進(231)
		健康づくりの支援(251)
		保健サービスの充実(252)
		地域医療体制の充実(253)
		社会保障制度の適正な運営(261)
		芸術文化の振興(342)
		全ての人にやさしいまちづくり(562)
4	消費者ニーズに対応できる商業の振興、商店街の活性化	魅力ある商業機能の形成(571)
5	起業家や中小企業への効果的な支援	中小企業の経営基盤の強化(572)
		産業育成のための連携強化(581)
		起業・創業の支援(582)
6	雇用機会の創出と労働環境の充実の支援	企業誘致の推進(573)
		勤労者支援の充実(591)
		雇用の促進(592)

●将来像の基本概念（コンセプト）

自然・環境に恵まれたまち

政策づくりに当たって重視すべき事項		施策（施策コード）
◆1 自然・環境がいきるまちへ		
1	自然と調和した適正な土地利用の促進	市街地の適正な利用(511)
		市街地周辺の適正な利用(512)
2	市民との協働による河川環境や樹林地、湧水、公園緑地などの保全・活用	住みよい環境づくりの推進(411)
3	地域の特色を生かした美しい景観の保全・創出	まちの魅力を生み出す景観づくり(533)
		都市農業の振興(574)
4	環境保全のための活動の支援、環境にやさしいまちづくり	住みよい環境づくりの推進(411)
		環境教育・環境学習の推進(413)
		まちの骨格となる緑づくり(531)
		うるおいのある生活環境づくり(532)
5	循環型社会の構築に向けた市民と行政が一体となった取組の推進	低炭素・循環型社会の推進(412)
		ごみの減量・リサイクルの推進(421)
		ごみ処理体制の充実(422)
		うるおいのある生活環境づくり(532)
		循環型社会を目指した環境にやさしいまちづくり(534)
◆2 歴史や伝統がいきるまち、魅力ある文化を創造するまちへ		
1	朝霞のあゆみを後世に伝えていくための地域の歴史や伝統文化の継承・保護	生涯学習活動の推進(321)
		学びを支える環境の充実(322)
		スポーツ・レクリエーション活動の推進(331)
		歴史や伝統の保護・活用(341)
2	恵まれた自然や環境を生かした朝霞独自の文化の継承・創出・育成	歴史や伝統の保護・活用(341)
		地域文化によるまちづくり(343)
3	まちの活性化を図るため、市民と市の協力によるまちの魅力（文化・環境・ひと）の発信	芸術文化の振興(342)
		地域文化によるまちづくり(343)
		シティ・プロモーションの展開(656)

●将来像の基本概念（コンセプト外）

基本構想を推進するために

大柱		施策（施策コード）
1	市民参画・協働	生涯学習活動の推進(321)
		市民活動への支援(441)
		市民活動環境の充実(442)
		市民参画と協働の推進(641)
		情報提供の充実と市民ニーズの把握(642)
2	行財政	総合計画の推進(651)
		公平・適正な負担による財政基盤の強化(652)
		公共施設の効果的・効率的な管理運営(653)
		適正かつ効率的な行政事務の遂行(654)
		機能的な組織づくりと人材育成(655)

# 朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略

◆基本目標		
具体的な施策		総合計画における施策（施策コード）
◆基本目標1 産業の振興により市民生活と調和した豊かな暮らしを実現する		
ア	暮らしにマッチした生活環境の創造	魅力ある商業機能の形成(571)
		企業誘致の推進(573)
イ	生活を支える産業の活性化	中小企業の経営基盤の強化(572)
		起業・創業の支援(582)
ウ	仕事と生活を両立する環境づくり	起業・創業の支援(582)
		雇用の促進(592)
		勤労者支援の充実(591)
◆基本目標2 地域の特徴を生かし魅力にあふれた選ばれるまちをつくる		
ア	暮らしやすさが実感できる都市機能の充実	良好な交通環境づくり(523)
		うるおいのある生活環境づくり(532)
イ	市民の地域に対する誇りと愛着の醸成	地域文化によるまちづくり(343)
		歴史や伝統の保護・活用(341)
ウ	市の魅力を発信するシティ・プロモーション	情報提供の充実と市民ニーズの把握(642)
		シティ・プロモーションの展開(656)
◆基本目標3 安心して結婚・出産・子育てができる環境をつくる		
ア	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制の充実	保健サービスの充実(252)
		子育て家庭を支えるための環境整備(222)
イ	様々な保育需要に応じた環境づくり	幼児期等の教育・保育の充実(223)
ウ	魅力ある教育の推進	確かな学力と自立する力の育成(312)
		学校を核とした家庭・地域との連携・協働の推進(314)
◆基本目標4 誰もがいつまでも活躍できる安全・安心なまちを実現する		
ア	地域とのつながりを持ちながらいつまでも活躍できる環境づくり	健康づくりの支援(251)
		市民活動環境の充実(442)
イ	様々な人々がつながりを持ちながら相互に支え合う地域の基盤強化	健康で活躍できる地域社会の推進(231)
		コミュニティ活動の推進(431)
ウ	災害への備えが万全で安心して過ごせる地域連携の体制強化	地域防災力の強化(112)
		防災対策の推進(111)

## 5 評価

上記の施策について、施策評価結果（内部評価）や市民満足度アンケートの結果、担当課との質疑応答などを踏まえ、本委員会の評価として所見を次頁以降に取りまとめました。今後の施策の実施に当たっては、本所見を生かして推進されることを望むものです。

## 将来像の基本概念（コンセプト）

### 安全・安心なまち

“安全・安心なまち”とは、私が「日常生活において安全で安心して暮らしていける」と実感できるまちであるとともに、「災害時においては、みんなで助け合って乗り越えられる」と思えるまちです。

日常生活においては、安心して平穏に子どもを育てられたり、老後を過ごせたりすることが必要です。また、誰もが安全に不自由を感じることなく行動でき、不安をかかえずに日々を過ごせることが必要です。

また、災害による被害をできるだけ少なくするよう日頃から備えをし、万一、災害が起きても、みんなで助け合って乗り越えていける、そのようなまちにしていきたいと思えます。

## 政策づくりに当たって重視すべき事項

### ◆ 人にやさしいまちへ

- ・誰もが歩きやすい歩道の整備や生活道路の安全確保
- ・ユニバーサルデザインに配慮した公共施設の整備

### ◆ 支え合う心で安全・安心なまちへ

- ・地震災害時の避難路や緊急輸送路となる幹線道路の整備
- ・集中豪雨などによる浸水被害の軽減対策
- ・上下水道などのインフラ、公共施設などの計画的な耐震化・老朽化対策
- ・防災、減災のための自助、共助、公助による地域防災計画の推進
- ・市民・地域の主体的な防犯・防災活動や交通安全活動などの支援
- ・警察や消防などの関係機関、地域の事業者との連携
- ・社会的弱者といわれる子ども、高齢者、障害のある人、低所得者などが地域で自立した生活を営むために必要な支援
- ・市民が安心して暮らせるための社会保障制度の適正な運営

※第5次朝霞市総合計画後期基本計画P.191より抜粋

◆ 人にやさしいまちへ

- ・朝霞台駅の辺りはある程度歩道が確保されているのに比べ、朝霞駅周辺の歩道はバギー(ベビーカー)を押していて危険を感じるが多々あるため、早く安心できる道にしてほしい。

【まち・ひと・しごと】基本目標2（ア）該当

- ・朝霞台駅駅舎のバリアフリー化について、なるべく早い時期に着手するよう東武鉄道と協議してほしい。
- ・利用しやすい施設を検討する上では、具体的にどのような政策に落とし込んでいくのかということが重要である。特に施設の老朽化への対応とあわせて、ユニバーサルデザインを取り入れた設備の整備も必要となるため、具体的な施策を講じる段階で、しっかり検討していただきたい。

◆ 支え合う心で安全・安心なまちへ

・民生委員の確保が厳しい状況とのことだが、人員の確保が困難な理由を分析して対策を講じ、確実に人員を確保できるように頑張ってください。

・高齢者について、介護の要否の境目である、フレイルの段階での支援が大切だと思うので、その人達に対する取組に力を入れてもらいたい。

また、フレイルの段階では、本人も家族も認めたくないという意識が先に立ってしまうので、自ら情報収集をしなくても、掲示板や回覧板などにより、自然と目につくような形で、フレイル予防や介護に関する情報などを得られるようにしてほしい。

【まち・ひと・しごと】基本目標 4 (ア) 該当

・認知症サポーター養成講座修了者を対象としたステップアップ講座について、その存在を知らない人もいるため、活発な活動に繋げるためにも、もっと周知を図ってほしい。また、介護を経験した方の気づきや経験を活用するために、これから介護を迎える方たちに対して、介護を経験した方からアドバイスできる場を設けてほしい。

【まち・ひと・しごと】基本目標 4 (ア) 該当

## 将来像の基本概念（コンセプト）

### 子育てがしやすいまち

“子育てがしやすいまち”とは、私が「このまちで子どもを育て、その喜びを実感できる」まちです。

そのためには、子どもたちがのびのびと成長し、学び、遊べる良好な環境が整い、私が安心して楽しく子どもを育てるための様々な支援が充実していることが必要です。

さらに、自然や文化に接しながら、子どもたちが心豊かに成長し、質の高い教育を受けられる、そのようなまちにしていきたいと思えます。

## 政策づくりに当たって重視すべき事項

### ◆ 子育てしやすいまちへ

- ・ 妊娠から出産・子育てと、ライフスタイルに合わせた支援体制とサービスの充実

### ◆ 子どもたちがいきいきと育つまちへ

- ・ 全ての子どもが健やかに成長できる地域の環境づくりの推進
- ・ 急激な社会の変化に対応するための教職員の資質向上や教育内容の充実
- ・ 虐待やいじめ、不登校等の問題を解決するための、子どもの個性と人権を尊重した教育の推進
- ・ 障害のある人とない人が共に学ぶことのできる教育制度（インクルーシブ教育システム）を踏まえた、一人一人の障害等に応じた教育の充実

※第5次朝霞市総合計画後期基本計画 P.192 より抜粋

◆ 子育てしやすいまちへ

- ・朝霞台周辺に住む妊婦の方から、保健センターがある朝霞駅まで電車に乗って行くのは厳しいという声をよく聴く。来所が難しい方には訪問も行うとのことだが、自宅への訪問を受ける側の負担も大きい。自宅や、朝霞台出張所のような既存の建物を使って、遠隔で保健師と気軽に相談できる仕組みを検討していただきたい。

【まち・ひと・しごと】基本目標3（ア）該当

- ・朝霞の放課後児童クラブは人数も多く、クラブや指導員によって、クラブの雰囲気や児童の過ごし方も異なっているため、子どもの居場所も自分たちで選べるようにしてほしい。

- ・放課後子ども教室の年間運営日数は、近隣市と随分差がある。子どもの成長に合わせた安心な居場所作りのため、高学年の児童も過ごしやすい放課後子ども教室の運営日数を増やしていただきたい。

また、他市では高齢男性等が子供たちと一緒に宿題をしたり、遊んだり、家にいるような自由な感じで過ごしている所もある。近隣の市の事例等も参考にしながら、もう一步踏み込んで検討いただきたい。

- ・朝霞市のまち・ひと・しごと創生総合戦略の計画では、「令和7年度には待機児童数、放課後児童クラブの入所保留者数を両方ゼロにする」という目標値を掲げている。目標年は、もう少し先の時期ではあるが、状況を見ながらこういった計画が順調に履行できているのかをチェックして行ってほしい。

【まち・ひと・しごと】基本目標3（イ）該当

- ・保育士の配置については、国の基準があるとのことだが、アンケートなどを見ると保育のニーズがあるようなので、保護者にはそういった事情をわかりやすく伝えて納得いただけるようにしてほしい。

- ・朝霞の次代を担う人材の育成について、朝霞市として基本的な考え方はこういうものだという事をしっかりと提示する具体的で骨太な政策を講じてほしい。次の総合計画策定の際に検討していただきたい。

- ・子育て世代が住みたいまちのランキング上位の自治体には、1歳まで子どものオムツを無償で配布する自治体がある。朝霞市においても、目玉となるような、子育て世代にとって実質的に助けとなる施策を講じてほしい。

◆ 子どもたちがいきいきと育つまちへ

- ・現在の教育ではITや金融教育に力を入れているが、義務教育レベルで自立した責任ある市民を育てるといふ、いわゆる公民教育にも力を入れてほしい。

【まち・ひと・しごと】基本目標3（ウ）該当

- ・ひとり親家庭に対する支援制度について、窓口や児童館での声かけで周知しているとのことだが、子どもが大きくなると児童館にも行かないので、もっと幅広い年代に伝わるよう、知る機会を増やしてほしい。

【まち・ひと・しごと】基本目標3（ア）該当

## 将来像の基本概念（コンセプト）

### つながりのある元気なまち

“つながりのある元気なまち”とは、私が「いきいきと暮らし、様々な人々と絆（きずな）を結び、自分らしい人生を送れている」と実感できるまちです。

そのためには、個人の価値観やライフスタイル、異なる文化的背景をお互いに尊重し合いながら、地域に住む人々が連帯し、私たちの誰もが住みやすいまちにしていくことが必要です。

また、近くのにぎわいのある商店街があるなど、各施設がまちのなかにバランス良く存在していれば、地域で働く機会も増え、より活気のあるまちになるはずです。そのような元気なまちにしていきたいと思えます。

## 政策づくりに当たって重視すべき事項

### ◆ つながりのあるまちへ

- ・自治会やボランティアなどコミュニティ活動の活性化と連携の促進による住民の地域意識の醸成
- ・生涯学習に対する市民の関心の高まりに対するスポーツや芸術文化などの活動支援及び学び合いによるまちづくりの推進
- ・NPOなど市民活動団体への支援
- ・多文化共生の考えのもと、お互いを理解しあうためのコミュニケーションの促進
- ・コミュニティバス運行や路線バスとの連携による公共交通ネットワークの充実

### ◆ 元気なまちへ

- ・高齢者の豊富な知識や経験の活用、学習活動・就業への支援
- ・いつまでも、住み慣れた地域で暮らし続けるための福祉サービスの質の向上
- ・健康づくりの取組の充実
- ・消費者ニーズに対応できる商業の振興、商店街の活性化
- ・起業家や中小企業への効果的な支援
- ・雇用機会の創出と労働環境の充実の支援

※第5次朝霞市総合計画後期基本計画 P.193 より抜粋

## 外部評価委員会からの所見

### ◆ つながりのあるまちへ

- ・自治会・町内会の加入率について、マンション、戸建て、単身世帯等の属性別の数値を把握した上で、それに応じた戦略を考えていくことが必要だと思う。例えば、戸建てとマンションで、加入率が明らかに違うということであれば、防災対策など、マンション住民に自治会に入る必要性をアピールする必要がある。

【まち・ひと・しごと】基本目標 4 (イ) 該当

- ・災害が起きた際に、地域コミュニティがしっかりしているところは被害が少なかったという事例もあるので、市民の生活を守るためにも、地域コミュニティを育てるアイデアを考え、いろいろな課題解決をしていていただきたい。

【まち・ひと・しごと】基本目標 4 (ウ) 該当

- ・自治会・町内会の加入率を上げるため、例えば、災害があったときには、こういうつながりで町内会が機能するというような、加入のメリットを普段から伝えるようにしてほしい。また、運営方法についても、様々な世代の方の意見を聞いて、単に今までの継続ではなく、新しいあり方を打ち出していてもらいたい。

【まち・ひと・しごと】基本目標 4 (イ) 該当

- ・NPO 法人への補助金について、申請団体数に応じて配分額が変動すると、資金が潤沢ではなく、補助金を資金として活動している団体の運営に支障が出るのが考えられる。市の予算に限りがあることは承知しているが、補助金額を増やしてもらうことにより、団体数も増加していくと思うので、前向きに検討してもらいたい。

【まち・ひと・しごと】基本目標 4 (ア) 該当

- ・高齢者のきめ細かな移動支援については、公共交通である市内循環バスだけではなく、福祉の分野も含め、複合的に考える必要がある。

【まち・ひと・しごと】基本目標 2 (ア) 該当

- ・全国的に見ると朝霞市は財政、居住地域のまとまりといった観点から恵まれている方だとは思いますが、長期的には課題もある。現実問題として、住んでいる住民も自分たちがこれからどう暮らしていくかを考え、住む場所を選ぶ時代になってきているので、行政はそれをどうサポートしていくかを考える必要がある。そのためには、現状の延長ではなく、将来に向けた調査・研究を進めてもらい、成果を見据えた政策を実施できるように取り組んでもらいたい。

【まち・ひと・しごと】基本目標2（ア）該当

- ・スクールゾーンの指定を要望するに当たって、地域のコミュニティから声を挙げるのが難しい状況になっていると思うので、行政が学校と連携して、自治会・町内会と調整を行う等の取り組みを行ってもらいたい。また、スクールゾーンの交通量が多いという現状を鑑み、並行して幹線道路の整備や渋滞対策も進めてもらいたい。

【まち・ひと・しごと】基本目標2（ア）該当

#### ◆ 元気なまちへ

- ・今の時代は家族葬など、小規模な葬儀が多くなっているという印象がある。朝霞斎場には大きい式場が2つある。民間の事業者では、大きい部屋を分割し、待合室と兼用することで、一部屋あたりの料金を下げる工夫を行っているところもあるので、もっと斎場の利用率を上げる工夫をしてもらいたい。
- ・葬儀にかかる費用について、民間事業者と比較して、市の斎場の使用料や戸田の火葬場を利用した場合の葬儀の費用が、市民葬制度を利用した場合であっても高額である。市の斎場の利用率を上げるためにも、民間事業者の状況等も調査した上で、補助等について前向きに検討し、具体的な行動に移していただきたい。また、社会情勢も変わってきていることから、市場等の動向、民間のサービス内容、市民のニーズ等を踏まえて、積極的に施策の見直しを行っていただきたい。
- ・一般市民は、困りごとがある場合、民生委員に相談するという考えが浮かばないのが現状だと思うので、相談できる内容等について、回覧板や掲示板でも周知・情報提供をしてもらえると、民生委員が活躍できる場面が増えるのではないかと。

- ・今後、学校のクラブ活動をはじめ、地域と学校との関わり合いは大きく変動していかざるを得ない。例えば、クラブ活動を学校内で完結させる仕組みが限界であることから地域でサポートするという議論があるが、実施に当たっては様々な課題があると考ええる。導入の際の混乱を最小限に抑えられるよう、行政には具体的な筋道を示していただきたい。

【まち・ひと・しごと】基本目標 3 (ウ) 該当

- ・まちづくり機関 (TMO) の活動や、地域の店舗等と連携して事業を進める際、目的が曖昧であったり、ターゲットが合わなかったりすると、連携が進まないという話を聞くが、その意味では、現在実施している事業においてはコーディネーターも努力しているようなので、引き続き継続していただきたい。

【まち・ひと・しごと】基本目標 1 (ア) 該当

- ・地域の活性化のためには、産業、企業の拡充が大きな手立てと考える。この認識を行政だけではなく、市民にも持っていただくことが必要である。例えば、ストリートテラスのようなイベントの場を利用して、事業経営は面白いという認識を市民に持っていただくと、仕事を見る目が変わってくるのではないかと。行政には、経営する側の魅力という観点も意識した取組を行ってほしい。

【まち・ひと・しごと】基本目標 1 (イ) 該当

- ・出生率が高い地域は、就業機会に恵まれており、かつ平均所得も高い傾向にあるというデータもあることから、朝霞市においても、就業機会を増やし、出生率の向上に繋げてほしい。

【まち・ひと・しごと】基本目標 1 (ウ) 該当

- ・朝霞市で子育てを行う際に、身近に自然がある点は魅力であるが、一方で、地域におしゃれな商業施設があると嬉しいという声を子育て中の保護者からよく聞くので、流行りの商業施設の誘致を積極的に検討していただきたい。

【まち・ひと・しごと】基本目標 1 (ア) 該当

## 将来像の基本概念（コンセプト）

### 自然・環境に恵まれたまち

“自然・環境に恵まれたまち”とは、私が「四季折々の草花、動物たち、川や湧水などの自然が豊かだ」、「まちの歴史や文化伝統を大切に次の世代に手渡していける」と実感できるまちです。

そのためには、豊かな自然や環境を守り、育て、さらに魅力を引き出していくことが何よりも大切です。

まちの自然・環境のすばらしさを、誰もが自信を持って語り合い、歴史や文化伝統を誇れるようなまちを創り出したいと思います。

## 政策づくりに当たって重視すべき事項

### ◆ 自然・環境がいきるまちへ

- ・ 自然と調和した適正な土地利用の促進
- ・ 市民との協働による河川環境や樹林地、湧水、公園緑地などの保全・活用
- ・ 地域の特徴をいかした美しい景観の保全・創出
- ・ 環境保全のための活動の支援、環境にやさしいまちづくり
- ・ 循環型社会の構築に向けた市民と行政が一体となった取組の推進

### ◆ 歴史や伝統がいきるまち、魅力ある文化を創造するまちへ

- ・ 朝霞のあゆみを後世に伝えていくための地域の歴史や伝統文化の継承・保護
- ・ 恵まれた自然や環境を生かした朝霞独自の文化の継承・創出・育成
- ・ まちの活性化を図るため、市と市民の協力によるまちの魅力（文化・環境・ひと）の発信

※第5次朝霞市総合計画後期基本計画 P.194 より抜粋

## 外部評価委員会からの所見

### ◆ 自然・環境がいきるまちへ

- ・猫の室内飼いを環境省等が推奨していることについて、回覧板等でも周知をしてもらいたい。また、併せて保護猫活動を行っている団体との連携を図ってほしい。
- ・CO2 排出量の推計方法について、国から提供された数値だけを基準とするのではなく、市独自の地点集計等を実施し、その数値も勘案しながら施策の現状把握を行えるようにしてほしい。
- ・プレーパークについて、自然に触れる機会は子供の育ちにとっても重要なので、できれば常設してもらいたい。また、移動式の回数や開催場所についても、もう少し増やしてもらいたい。
- ・緑地保全是、CO2 の減少にも関係し、低酸素・循環型社会の推進に重なる問題であるので、担当課の枠を越え、全体的なものとして取り組んでもらいたい。  
【まち・ひと・しごと】基本目標 2（ア）該当
- ・緑地保全について、生産緑地等の既存の制度だけでは限界があると思うので、例えばクラウドファンディング等、新たな方法を取り入れながら展開してほしい。  
【まち・ひと・しごと】基本目標 2（ア）該当
- ・シンボルロードは、国有地である基地跡地の活用という観点ではとても評価できる取組だと思う半面、市の PR が足りていないようにも感じるため、引き続き頑張ってもらいたい。

◆ 歴史や伝統がいきるまち、魅力ある文化を創造するまちへ

- ・朝霞市には素晴らしい文化財が多くあり、小中学生は学習等で知る機会があるが、大人にはなかなか届いていない。市民が市の文化財に触れる機会を増やすため、大人が休日に市内の文化財を探索できるような仕掛けを作るよう検討してほしい。

【まち・ひと・しごと】基本目標2（イ）該当

- ・朝霞の森について、飲食物の販売等があると市民の憩いの場になると思う。暫定利用であって施設を建てるのが難しいというのであれば、ワゴンカー等、移動式店舗での飲食販売ができないか検討してもらいたい。

基本構想を推進するために
市民参画・協働
・参画と協働の仕組みの検討
・市民参画と協働の推進
・情報提供の充実と市民ニーズの把握
行財政
・総合計画の推進
・まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進
・公平・適正な負担による財政基盤の強化
・公共施設の効果的・効果的な管理運営
・適正かつ効率的な行政事務の遂行
・機能的な組織づくりと人材育成

## 外部評価委員会からの所見

### ◆ 市民参画・協働

- ・市民活動パネル展について、掲示期間が短いため、市民等の目に触れる機会が少ない。周知を目的として行うのであれば、特に拠点のない北朝霞方面において、パネル展を常設にする等、掲示期間を長期化することが望ましいのではないかと。

【まち・ひと・しごと】基本目標 4 (ア) 該当

- ・令和 7 年度に NPO 法人を 60 法人まで増やすという、計画上の目標値を達成するためには、各公民館の窓口での案内や市内掲示板への情報掲示等、積極的な PR が必要ではないかと。またパネル展の実施に当たっては、活動報告のみだけでなく、新たに NPO 法人を立ち上げたい人のための情報についても発信してほしい。

【まち・ひと・しごと】基本目標 4 (ア) 該当

- ・市民アンケートについて、年 5 回もアンケートの送付があると、それだけ市の政策への理解や、意識の面で効果があると考えられる。協働の意欲を持った市民の方がますます増えるよう期待する。

- ・SNS の利用について、情報発信のツールとしてだけでなく、広聴として市民のニーズを収集するほか、市民からの情報提供を受け取る手段とすることも考慮・工夫してほしい。

- ・市民ニーズの把握に当たって、SNS を活用することも良いが、行政も外に出て、市民との会話などを通じて、肌感覚で市民ニーズなどを捉えていくことも必要ではないかと。

- ・プロモーションについて、外部に委託するのではなく、動画作成等ができる専門の職員を配属し、職員自らが動画作成等をできるようになると、より良いプロモーションに繋がるのではないかと。

【まち・ひと・しごと】基本目標 2 (ウ) 該当

## ◆ 行財政

- ・評価においては件数を指標として用いているが、単に件数が多いければ良いという結果（アウトプット）の評価ではなく、取組の結果としてどのような効果があったのかという成果（アウトカム）の評価という観点を持って、評価を行っていただきたい。
- ・外部評価の進め方について、現状は単に各課からの回答をまとめただけの資料を基に評価を行っているという印象がある。外部の者が評価を行う前に、内部での評価を行った結果として資料を作成し、その資料に基づいた評価ができるよう改善していただきたい。
- ・「公共施設の効果的・効率的な管理運営」について、既存施設の維持管理という観点で内容が書かれているが、施設の廃止や新設等も考慮し、内容を再点検する必要があるのではないか。
- ・公共施設のあり方を考えるときに、当初の役割を果たされているかどうかの評価を意識しながら、計画を進めていただきたい。
- ・避難所として活用することを想定し、公共施設に災害対応型の自動販売機が設置されているが、採算にこだわるのではなく、緊急時の必要性を考慮して、引き続き導入を進めてほしい。また、設置したものについては、災害対応型の自動販売機であることを目立つように表示するなど、市民に周知してもらいたい。

### 【まち・ひと・しごと】基本目標 4（ウ）該当

- ・地域社会のデジタル化を進める中では、高齢者等のデジタルデバイド対策が必要である。例えば、公民館の生涯学習講座などで、高齢者がスマホやデジタル機器について学べる機会を作っていただきたい。
- ・人事の査定方法については、民間企業を参考にするなど、視野を広く持ちながら、必要に応じて見直しを進めていただきたい。
- ・朝霞の男女別人口推計によると、高齢化が進むとともに、2035年頃には女性の人数が男性の人数を上回り、以降、その差は広がっていくことが見込まれることから、人口構造の変化を踏まえた施策を検討していくことが重要である。  
例えば、高齢者の健康維持のため、高齢者が気軽に散歩に出かけられるように、街中に一休みできるようなベンチ設置するなど、目的やターゲットに対して効果的な施策を検討する必要がある。
- ・他自治体の事例を見ると、市役所業務のデジタル化だけでなく、まち全体について、デジタル化に対応した環境整備を進めることで、地域に新しい仕事が増えるなどの好循環が生まれていることから、地域全体を意識してデジタル化を進めていただきたい。

# 参考資料

## I 朝霞市外部評価委員会条例

(目的)

第1条 この条例は、朝霞市外部評価委員会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 市の総合計画、行政改革及びまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条の市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の推進に関し必要な事項について調査し、及び審議するため、朝霞市外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総合計画、行政改革及び総合戦略の施策評価の結果の検証並びに意見及び提案を行うこと。
- (2) 総合計画、行政改革及び総合戦略の推進に関し必要な事項について調査し、及び審議し、助言を行うこと。
- (3) 行政評価制度の改善について、提言を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第4条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市の議会の議員
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 市が関係する団体から推薦された者
- (4) 公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(部会)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員会に諮って部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する部会に属する委員がその職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、市長公室政策企画課において処理する。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(略)

## Ⅱ 委員名簿

役 職	氏 名	選出区分
委 員	大橋 正好	市議会議員
委 員	岡崎 和広	市議会議員
委 員	小島 真知子	知識経験者
副会長	長谷川 清	知識経験者
会 長	花輪 宗命	知識経験者
委 員	宮澤 謙介	知識経験者
委 員	小寺 仁	関係団体
委 員	龍口 隆二	関係団体
委 員	青山 真弓	公募市民
委 員	岩崎 由香	公募市民
委 員	大幡 誠也	公募市民
委 員	菅沼 法雄	公募市民

※選出区分ごとに五十音順 敬称略

## Ⅲ 審議経過

日 程	概 要
第1回 令和4年4月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱</li> <li>・会議の概要、進め方について</li> </ul>
第2回 令和4年5月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部評価「安全・安心なまち」</li> <li>・外部評価「子育てがしやすいまち」</li> </ul>
第3回 令和4年6月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部評価「つながりのある元気なまち」</li> <li>・外部評価「自然・環境に恵まれたまち」</li> </ul>
第4回 令和4年7月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部評価「基本構想を推進するために」</li> </ul>
第5回 令和4年8月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まち・ひと・しごと創生総合戦略の結果検証（まとめ）</li> </ul>